

## 本学教員による研究助成金の執行に伴う虚偽の報告及び不適切な経費使用について

## 1 経緯・概要

## (1) 発覚の時期

令和3年4月21日(水)

- ・本学事務局教務部研究推進課(旧:学術支援課)において研究者Aの退職異動に伴う移管資金の整理をしたところ、移管資金一覧に「奨学寄附金(令和2年度X財団)、残高:1,114,913円」を確認した。
- ・X財団に次年度に助成金の繰越が可能であるか照会した結果、繰越不可である旨を確認した。
- ・X財団事務担当者から、研究者Aが提出していた令和2年度収支報告書のデータを入手し確認したところ、収支報告書の記載金額が本学経理課から入手した予算管理表の実支出額と大きな相違があったことから虚偽の報告の疑義が生じていることが発覚した。
- ・他の採択者においても同様の事例がないか、過去6年間のX財団の助成金採択者の収支報告書と予算管理表を照会したところ、報告額と実支出額に相違がある教員が研究者Aの他に2人(研究者B, C)発覚した。

## (2) 調査に至った経緯等

## ① 令和3年4月22日(木)

本件発覚後、統括管理責任者である獣医学部村上賢教授から最高管理責任者である浅利昌男学長に概要を口頭で報告した。

## ② 令和3年4月22日(木)

助成金の未執行分の取扱について電話でX財団事務担当者に照会したところ、返還が必須である旨を確認した。また、速やかに調査を進め、調査結果報告を行う旨回答した。

## ③ 令和3年4月23日(金)

最高管理責任者、統括管理責任者及び研究推進課(旧:学術支援課)においてオンライン会議を開催し状況報告を行った。最高管理責任者は、統括管理責任者に競争的資金等管理委員会を開催し、本件に係る調査を審議することを要請した。

## ④ 令和3年4月28日(水)

- ・競争的資金等管理委員会を開催し、本件に係る調査を行うことを決定し調査委員会を立ち上げた。
- ・研究推進課(旧:学術支援課)から経理課へ調査対象者の当該助成金の執行停止を依頼した。

## 2 調査概要

## (1) 調査委員会の構成

調査委員:麻布大学競争的資金等管理委員会委員

委員長	村上 賢 (本学獣医学部/教授) 統括管理責任者
委員	河合 一洋 (本学獣医学部/教授)
〃	菊水 健史 (本学獣医学部/教授) 研究推進・支援本部長

〃	石原 淳子（本学生命・環境科学部／教授）
〃	白石 一郎（本学事務局／地域連携・渉外課長） 監査室長

(2) 調査内容

① 調査期間

令和3年4月21日（水）から令和3年5月13日（木）まで

② 調査対象

研究者：研究者 A, 研究者 B, 研究者 C

対象経費：公益財団法人 X 財団 研究助成金

③ 調査方法

調査対象者もしくは X 財団から提出のあった書面に基づく調査及び調査対象者からの聞取調査

④ 調査委員会の開催日時・場所・内容等

(ア) 開催日時：①研究者 A

令和3年5月10日（月）9時00分から（研究推進・支援本部室）

令和3年5月13日（木）17時30分から（第2会議室）

②研究者 B

令和3年5月11日（火）9時00分から（研究推進・支援本部室）

③研究者 C

令和3年5月11日（火）10時00分から（研究推進・支援本部室）

(イ) 内容：①不正行為の疑いのある行為の調査について

- ・関連資料の精査
- ・調査対象者からの聞取調査
- ・調査報告書及び公表内容に記載すべき内容の確認

②その他

- ・研究者への確認通知について

3 調査結果（不正等の内容）

(1) 不正等の種別

- ・虚偽の報告
- ・助成金残額の用途転換による継続使用
- ・不適切な経費使用（奨学寄附金制度を使った預け金）

(2) 不正等に関与した研究者

① 研究者 A（本学獣医学部／准教授） 1人

共謀者なし

② 研究者 B（本学獣医学部／准教授） 1人

共謀者なし

③ 研究者 C（本学獣医学部／准教授） 1人

共謀者なし

(3) 不正等が行われた研究課題

①

研究課題名：令和 2 年度 公益財団法人 X 財団
研究代表者：研究者 A
研究期間：令和 2 年度（1 年間）
採択額：1,600,000 円

②

研究課題名：平成 31 年度（令和元年度）公益財団法人 X 財団
研究代表者：研究者 B
研究期間：平成 31 年度（令和元年度）（1 年間）
採択額：1,600,000 円

③

研究課題名：平成 31 年度（令和元年度）公益財団法人 X 財団
研究代表者：研究者 C
研究期間：平成 31 年度（令和元年度）（1 年間）
採択額：900,000 円

## (4) 不正等の具体的な内容

① 各内容

(研究者 A)

大学の予算管理表上では残額 1,114,913 円があったが、X 財団への収支報告書には全額 1,600,000 円を使用したものとして提出した。なお、残額分は、3 年間繰り越しのできる学内の奨学寄附金の制度を利用した。

(研究者 B)

大学の予算管理表上では残額 283,779 円があったが、X 財団への収支報告書には全額 1,600,000 円を使用したものとして提出した。なお、残額の一部は、3 年間繰り越しのできる学内の奨学寄附金の制度を利用し、以後の研究活動に供した。

(研究者 C)

大学の予算管理表上では残額 405,916 円があったが、X 財団への収支報告書には全額 900,000 円を使用したものとして提出した。なお、残額の一部は、3 年間繰り越しのできる学内の奨学寄附金の制度を利用し、以後の研究活動に供した。

② 不正に支出された研究助成金等の額及び用途

(ア)

研究者 A	採択額	1,600,000 円
	支出報告額	1,600,000 円
	予算管理表上の支出額	485,087 円（差異：1,114,913 円）
	用途	・研究助成申請書の用途・内訳に記載のない人件費 ・助成対象の研究に係る消耗品

(イ)

研究者 B	採択額	1,600,000 円
	支出報告額	1,600,000 円
	予算管理表上の支出額	1,316,221 円（差異：283,779 円）
	用途	・助成対象の研究に係る消耗品

(ウ)

研究者 C	採択額	900,000 円
	支出報告額	900,000 円
	予算管理表上の支出額	494,084 円 (差異: 405,916 円)
	用途	・助成対象の研究に係る消耗品

③ 私的流用の有無

(研究者 A) 無

(研究者 B) 無

(研究者 C) 無

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

① 機関としての結論

次の不正行為があったことを認定する。

(研究者 A) 「虚偽の報告」、「不適切な経費使用及び経費の用途転換」と認定する。

(研究者 B) 「虚偽の報告」及び「不適切な経費使用」と認定する。

(研究者 C) 「虚偽の報告」及び「不適切な経費使用」と認定する。

② 判断理由

(研究者 A) 残額を偽って報告したこと及び X 財団に提出した収支報告書の内容と実際の使用内訳において大きく相違があり、また、経費の用途転換を含む不適切な経費使用があったことは、研究者として重大な過失があるため。さらに、本学の奨学寄附金制度を『預け金』として利用した事になるため。

(研究者 B) 残額を偽って報告したこと及び本来支出すべきであった助成金の会計費目とは別の経費から支出する不適切な経費使用があったことは、研究者として重大な過失があるため。さらに、本学の奨学寄附金制度を『預け金』として利用した事になるため。

(研究者 C) 残額を偽って報告したこと及び本来支出すべきであった助成金の会計費目とは別の経費から支出する不適切な経費使用があったことは、研究者として重大な過失があるため。さらに、本学の奨学寄附金制度を『預け金』として利用した事になるため。

③ 学内処分

最高管理責任者の判断の下、規程に基づき必要な措置を取った。

4 不正等の発生要因と再発防止策

(1) 不正等が行われた当時の研究助成金等の管理・監査体制

財団系研究助成金（内閣府の定める競争的研究費以外）の受入手続き（奨学寄附金申込書作成に係る調整、学内決裁処理、返送文作成・郵送等）は、研究推進課（旧：学術支援課）にて行う一方で、本学園口座入金後の収支管理・報告は研究者が責任を持って提出することとしていた（平成 31 年 4 月 17 日付け『各種財団等の研究助成金』に関する手続について（通知））において学内周知済み）。このことは、財団によっては、申請から報告まで一貫して個人管理するケースもあるなど、財団により異なることから、上述の管理方法を採用していた。

(2) 発生要因

- ① 財団系助成金（競争的研究費以外）の収支管理・報告を性善説にたって研究者に一任していたこと。
- ② 本学において財団系助成金（競争的研究費以外）を受け入れるためには、原則、「奨学寄附金」として受入れるしか選択肢が無かったこと。通常の「奨学寄附金」では、原則3年間繰越執行が可能であったことから、奨学寄附金で受け入れた財団系助成金において複数年度の執行が可能であると誤った認識があったこと。

(3) 再発防止策

- ① 一般財団法人公正研究推進協会 APRIN の e ラーニングによるコンプライアンス教育及び研究倫理教育受講を再徹底する。また、学内における啓発活動（不正行為事例の周知等）を継続的に実施し、組織全体の不正防止意識の浸透を図る。
- ② 財団系助成金（競争的研究費以外）の取扱いについて、残額が発生した際は返還手続や繰越し手続が必要であることや、便宜上 奨学寄附金として経理する場合においても競争的研究費同様に厳格な管理が必要なことなど、再度周知徹底する。
- ③ 財団系助成金（競争的研究費以外）の収支報告時において、教員が作成した収支報告書及び本学内で管理している予算管理表（本学園口座に入金のある場合）を提出させ、事務局による照合確認を行った上で、教員から財団へ収支報告を行うルールを徹底する。
- ④ 財団系助成金を本学で受入れる際は、助成金であることが明確となる会計費目を新設し、奨学寄附金として受け入れないこととする（先方の指定により寄附金として受入れるものは除く）。

以上